

選挙投票立会人の募集要領

木曾岬町選挙管理委員会では、選挙の投票所で公正に投票が行われるよう立ち会っていただく「投票立会人」を次のとおり募集します。

(応募資格)

木曾岬町にお住まいの18歳以上で選挙権があり、町選挙管理委員会が認めた方

(応募方法)

「投票立会人登録申込書」に必要事項をご記入の上、提出してください。

応募先：木曾岬町選挙管理委員会事務局（総務政策課内）

(募集期間)

随時受付

(投票立会人の業務)

投票日当日の投票所または期日前投票所において、投票が公正に行われているかどうかを見届けることが主な業務となります。

立会の種類	選挙期日当日の各投票所での立会い	期日前投票所での立会い
立会場所	いつも投票を行っている投票所 (選挙人名簿に登録された投票所)	期日前投票所 (木曾岬町福祉・教育センター)
立会日	投票日当日	期日前投票期間 (告示日翌日～投票日前日)の内、希望する日
立会時間	投票時間：午前7時～午後8時 集合時間：午前6時30分 解散時間：午後8時30分頃 (ただし、立会人1名は開票所への投票函移送に同行していただきます。)	投票時間：午前8時30分～午後8時 集合時間：午前8時20分 解散時間：午後8時10分頃
立会人数	3人/投票所	2人/日
報酬	10,700円/日 規定の源泉所得税を控除します。	9,500円/日 規定の源泉所得税を控除します。
その他	昼食及び夕食を準備しますが費用は個人負担となります。	昼食を準備しますが費用は個人負担となります。

(報酬の支払い)

振込口座（個人番号含む）を登録していただき、後日、その口座へ振込みします。登録にあたっては、選挙前にご案内します。

(その他)

応募された方については、要件を確認の後、立会人候補者としての登録を行います。選挙の都度、登録された方の中から立会人を選任し通知いたします。

なお、同じ投票所で登録者多数の場合、あるいは同一の政党その他の政治団体に属する方が複数となる場合は、立会人に選任されないこともありますので予めご承知ください。

また、登録は、辞退の申出がない限り原則として無期限とします。

(問合せ先)

木曾岬町選挙管理委員会事務局（役場総務政策課内）

TEL 68-6100 FAX 68-3792